

半田市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、半田市内における太陽光発電施設の設置及び運用に関し、関係法令に定めるもののほか必要な事項を定め、その適正な実施を誘導することにより、良好な景観の形成と自然環境の保全を図るとともに、設置場所及びその周辺の地域における事故、公害及び災害（以下「事故等」という。）を防止し、市民の良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電施設 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特別措置法」という。）第2条第3項に規定する設備のうち、再生可能エネルギー源のひとつである太陽光を太陽電池モジュールにより電気に変換する設備及びその附属設備（柵その他附帯設備を含む。）をいう。
- (2) 設置事業 発電施設を設置する事業行為（土地の権利取得、伐採、造成、工事等発電施設の設置に係る事業の全てを含む。）をいう。
- (3) 事業者 設置事業を実施する者又は発電施設を管理する者をいう。
- (4) 発電事業 設置事業完了後に、事業者が行う発電に係る事業（発電施設の運用、維持管理、撤去処理に係る事業の全てを含む。）をいう。
- (5) 設置区域 設置事業を実施しようとする区域をいう。
- (6) 小規模発電施設 発電施設のうち、太陽電池モジュールの出力の合計が50kW未満の施設をいう。ただし、同一の事業者により複数の発電施設が隣接する土地に設置される場合、当該複数の発電施設の合計により出力の規模を算出すること。
- (7) 大規模発電施設 発電施設のうち、太陽電池モジュールの出力の合計が50kW以上の施設をいう。ただし、同一の事業者により複数の発電施設が隣接する土地に設置される場合、当該複数の発電施設の合計により出力の規模を算出すること。
- (8) 区長 地域の住民で構成する自治区の長をいう。
- (9) 近隣関係者 次に掲げる者をいう。
 - ア 設置区域に隣接する土地の所有者及び住居の所有者又は居住者並びに店舗、工場等の所有者及び職務従事者
 - イ 発電施設の反射光、騒音等の影響を受けるおそれのある住居の所有者及び居住者又は店舗、工場等の所有者及び職務従事者

(対象事業)

第3条 このガイドラインは、次のいずれかに該当する事業を除き、市内における全ての設置事業及び発電事業に適用する。

- (1) 資源エネルギー庁「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（令和

6年2月策定)に基づき説明会等を実施した事業。

(2) 出力が 10kW 未満の太陽光発電事業。ただし、近隣関係者が希望する場合はこの限りではない。

(3) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 1 号に規定する建築物の屋根、屋上、ベランダ、又は側壁に設置する太陽光発電事業。

(設置事業及び発電事業に当たって遵守すべき事項)

第 4 条 事業者は、設置事業及び発電事業の実施に当たり、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 関係法令及び資源エネルギー庁「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(平成 29 年 3 月策定)を遵守するほか、設置区域及び周辺地域の自然及び生活環境について十分に配慮し、事故等の防止に努めること。

(2) 風圧力その他外力に対して耐久性に問題なく安全であるように設置すること。

(3) 雨水等による土砂の流出や水害等の災害防止対策を講じること。

(4) 整地にあたっては、周辺環境が著しく改變しないように砕石材等の種類に十分配慮すること。

(5) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障をきたさないよう周辺環境や景観との調和に配慮すること。

(6) 発電施設の配置、デザイン及び色彩に関して、周囲の景観と調和が図られるように十分配慮し、必要な措置を講じること。

(7) 設置区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮すること。

(8) 設置事業及び発電事業の実施に伴い事故等が発生したとき、近隣関係者との紛争が生じたときは、事業者の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じること。

(9) 発電施設が周辺環境を害することのないように十分配慮し、必要な措置を講じること。

(10) 発電施設の敷地内に関係者以外の者が容易に立ち入ることができないよう安全対策を講じること。

(11) 緊急時に事業者と連絡が取れるよう連絡先(電話番号)を記載した案内看板を設置すること。

(12) 発電施設及び敷地内の施設については、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障や施設の破損、雨水流出等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適正な維持管理に努めること。

(13) 発電施設を廃止した場合は、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」(環境省作成)に基づき、事業者の責任において撤去等適正な処理を行うこと。

(近隣関係者への説明)

第 5 条 事業者は、全ての近隣関係者(大規模発電施設にあつては、これに加えて区長)に事業の内容等について十分な説明を行い、近隣関係者との良好な関

係を保つよう努めること。また、その他の住民等から説明を求められた場合にも、誠意をもって対応すること。なお、説明終了後は、事業説明結果報告書（様式第1号）を作成のうえ、市長へ提出するものとする。

（設置の自粛を求めることのできる区域）

第6条 市長は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定に基づき定める第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域における設置事業については、事業者に対して設置事業を行わないよう協力を求めることができる。

（設置事業の届出）

第7条 小規模発電施設の設置事業を行う事業者は、設置事業に着手する30日前までに、太陽光発電施設設置届出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1） 位置図（縮尺1/30,000～1/2,500）
- （2） 発電施設設計図
- （3） 公図の写し（地番、所有者を記入すること。）
- （4） 近隣関係者への事業説明結果報告書
- （5） 太陽光発電施設の保守点検及び設置区域内の環境整備に係る計画書（様式第3号）
- （6） その他市長が必要と認めるもの

2 大規模発電施設の設置事業を行う事業者は、設置事業に着手する30日前までに、太陽光発電施設設置届出書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1） 位置図（縮尺1/30,000～1/2,500）
- （2） 発電施設設計図
- （3） 法人の登記事項証明書（事業者が法人の場合に限る。）
- （4） 公図の写し（地番、所有者を記入すること。）
- （5） 土地利用計画平面図（設置区域が1,000㎡以上で、土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/1,000～1/500）
- （6） 土地利用計画縦断図（設置区域が1,000㎡以上で、土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/200～1/100）
- （7） 土地利用計画横断図（設置区域が1,000㎡以上で、土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/200～1/100）
- （8） 排水計画平面図（設置区域が1,000㎡以上で、土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更を伴う場合に限る。）（縮尺1/1,000～1/500）
- （9） 排水構造図（設置区域が1,000㎡以上で、土砂の採掘、埋立等、土地の形態変更を伴う場合に限る。）
- （10） 近隣関係者及び区長への事業説明結果報告書
- （11） 太陽光発電施設の保守点検及び設置区域内の環境整備に係る計画書（様式第3号）

(12) その他市長が必要と認めるもの

- 3 事業者は、設置事業が完了したときには、速やかに太陽光発電施設設置事業完了報告書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（その他の届出）

第8条 事業者は、前条の規定に基づき届出をした内容に変更が生じた場合は、太陽光発電施設設置変更届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

- 2 事業者は、事業を廃止する場合は、太陽光発電施設廃止届出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（指導及び助言）

第9条 市長は、このガイドラインの目的を達成するため必要と認めるときは、指導事項等通知書（様式第7号）により事業者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 事業者は、前項の規定による指導を受けたときは、処理状況報告書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第10条 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 このガイドラインは、施行の日以後に行う設置事業に適用する。ただし、既に設置事業（伐採又は造成工事等に着手している場合に限る。）又は発電事業を行っている事業者は、このガイドラインの目的に沿うよう努力しなければならない。